# 福祉用具購入費(介護予防福祉用具購入費) 支給申請書類等の作成に係る留意点について

※以下の留意点が守られていない場合、申請後の審査に支障を来たす恐れが ありますので、十分ご注意ください。

#### □ 共通項目

#### 〇領収証

・領収証の宛名は、申請者(フルネーム)としてください。なお、親族等が購入代金を支払ったため、申請者の宛名にできない場合は、ただし書きに「(申請者氏名)様分の福祉用具の販売代金として領収しました。」など、誰の販売代金なのか把握できるようにしてください。

#### 〇福祉用具の詳細が分かる書類

販売した福祉用具の詳細(種目、寸法、機能など)が記載されている カタログの写しやチラシなどを用意してください。

## 〇図面、仕様書(上記「福祉用具の詳細が分かる書類」で確認できる場合 は作成不要)

・既製品ではなく、販売業者が自作、若しくはメーカーによるオーダーメイドでの販売の場合、作成が必要です。また、申請前に必ず市担当者に相談してください。

(例:専用パイプを組んで作成した「入浴用椅子」、浴室の床の形に合わせて木材を切り出して作成した「浴室内すのこ」 など)

## □ 受領委任払の場合のみ

### 〇特定福祉用具販売計画書等の写し

- 販売時に申請者に同意を得て交付する「特定福祉用具販売計画書」の 写しを用意してください。なお、申請者が他の介護サービスを一切利 用しておらず、担当するケアマネジャーもいない(ケアプランが作成 されていない)場合でも提出が必要です。
- ・また、ケアプランに「福祉用具貸与」が位置付けられている場合は、 福祉用具購入と一体的に作成される「特定福祉用具貸与計画書」の写 しの提出が必要です。